

◎工事関係者事故を発生させた下記業者について、6週間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社大和土木
業者の住所：福岡県田川市大字川宮333-1
2. 指名停止措置期間：平成30年8月29日 ～ 平成30年10月9日
(6週間)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、遠賀川河川事務所発注工事において、平成30年1月25日、新設のボックス水路設置完了後、既設水路との接続作業のため床堀底盤部の作業中、不安定な法面状態の床堀内に立ち入った担当技術者が崩落した土砂に埋もれ死亡したものである。
工事名：錦橋右岸部旧橋撤去外工事
被災者：1名（工事関係者）
被災場所：福岡県宮若市福丸字八幡田785付近
被災状況：死亡
5. 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社大和土木が、遠賀川河川事務所発注の「錦橋右岸部旧橋撤去外工事」において工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）（以下「措置要領」と総称する。）の別表第1第7号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

<指名停止措置要領別表第1>

措置要件	期間
7 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331

総務部契約管理官 富山 昭義（内線 2222）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）

企画部技術管理課長 徳田 浩一郎（内線 3311）
（技術管理課直通：Tel 092-476-3546）

港湾空港関係
総務部契約管理官 田中 浩紀（内線 290）
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）